



社労士國本一日一生

発行：國本豊社労士事務所

〒742-0034 山口県柳井市余田 1310

TEL 0820-24-6886 FAX 0820-24-6887

9

2017



平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

今年7月末に

【参考】地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会に提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すもので、これを拘束するものではありません。

なお、地域別最低賃金額は、平成14年度以降、時間額のみで示されることになっています。



平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランクごとの引上げ額は、Aランク 26 円、Bランク 25 円、Cランク 24 円、Dランク 22 円(昨年度はAランク 25 円、Bランク 24 円、Cランク 22 円、Dランク 21 円)。

ランク	都 道 府 県	引上げ額の目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22 円



今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 25 円(昨年度は 24 円)であり、目安どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成 14 年度以降で最高額となる引上げになります。

また、全都道府県で 20 円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると 3.0%(昨年度と同率)となっています。

今後は、各地方最低賃金審議会、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることになります。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017 (いわゆる骨太方針 2017)」などでも、最低賃金について、「年率 3 %程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」としています。

トビックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し②

今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額がどのように決まることになるのかを紹介します。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成 30 年から適用）

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**居住者（給与所得者）の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：居住者（給与所得者）の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました**（改正前：38 万円超 76 万円未満）。

◆ 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額〔国税庁資料〕 ◆

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

(注) 合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。



番外

厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの 18.182% から 0.118% 引き上げられ、「**18.3%**」となります。

この保険料率は「**平成 29 年 9 月分 (10 月納付分) から**」の保険料を計算する際の基礎となります（健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません）。

お仕事
カレンダー
9月

9/10

●一括有期事業開始届の提出(建設業)

主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事

●8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

●8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

●7 月決算法人の確定申告・翌年 1 月決算法人の中間申告

●10 月・翌年 1 月・4 月決算法人の消費税の中間申告